

令和6年度

**いじめ防止基本方針
(改訂版)**



中山町立中山中学校

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもの尊厳を保持することを目的に、中山町教育委員会、学校、地域、家庭、その他の機関及び関係者との連携の下、未然防止を図るとともに、いじめ問題の克服のため、早期発見、早期対応・組織的対応に全力で取り組む。

II 未然防止のための取り組み

1 いじめの定義といじめに対する基本的事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

（「いじめの防止策のための基本方針」：等・「いじめ防止対策推進法」：生徒）

(2) いじめに対する基本的事項

- ①子どもがかかえるストレスに、保護者・家庭の考え方、友人関係、教職員との関係も含まれることを。
- ②学校におけるいじめの防止
 - ア) 「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
 - イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を育て、心の通い合う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育並びに体験活動等の充実を図る。
 - イ) ーイ 生徒の主体的な取り組みおよび小中連携（生徒会活動）
 - ウ) 保護者、並びに地域住民、関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
 - エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため啓発活動、研修会を開催する。
- ③生徒に身につけさせたい力
 - ア) 自己有用感・他者への貢献感
 - イ) 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
 - ウ) 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
 - エ) 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力
 - ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力・ストレスに適切に対処できる力
 - ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、誰かに相談したりする等、運動・スポーツや読書などで発散したり、ストレスに適切に対処できる力

④教職員による指導

教職員の確かな人権意識が、最も基盤となる。その基本的態度は、さん・君付けの呼名である。さらに、日常の学校生活全般における、生徒一人ひとりへの細やかな声かけであり、生徒を真ん中においた情報の交流等生徒理解に努め、自尊感情を育てるよう組織的に生徒指導を展開する。

ア) 教職員と生徒、生徒間に構築する良好な望ましい人間関係を基礎に、生徒一人ひとりの良さや主体的な努力、その態度が明確に捉えられなくとも、子どもが自ら前向きな言動を取ろうとするその心情に着目し認め、対応にあたっては組織対応を基本とす。開発的な生徒指導を行うことを基本に据える。またいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、日常から教職員全員の共通理解を図る。

イ) 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

○いじめの背景には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが、少なくない。とりわけ、いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

【以上、『生徒指導提要』第6章第6節1（3）いじめる心理より】

○これらの背景には、子ども達の愛着の問題、特に乳幼児のときに母親を中心とする家族から温かく受けとめられ、自分の心の居場所を家庭に見いだせないまま育った子どもは、いわゆる心の寂しさ、愛着の不安をいじめとして言動を発することが懸念される。さらに、ADHDやアスペルガー症候群、自閉症スペクトラム障がい等の発達障がいやその傾向の児童生徒、また、身辺自立としての朝食の摂取がなされていない生徒、ゲーム・メディア依存傾向があり朝の起床がままならない子どもなどは、絶えずイライラ感を抱き、いじめの加害や被害に合いやすい傾向がある。
なお、発達障がいやその傾向のある生徒に関しては、その周囲の生徒を育てることに主眼をおいた指導や関わり方に軸足をおいた指導を心がける。

○また、大人からの暴行体験等、家庭環境の影響がいじめ加害につながる事が明らかになっている。必要に応じて、虐待の通告を躊躇なく行う構えを持ちつつ、いじめ情報の収集、対応にあたることも私たちの義務である。

ウ) 日常から、生徒と教職員が「いじめの定義」を共有できるようにする。

○校内研究を中心に、個々の生徒の特性に応じた合理的配慮のある「一人ひとりを大切にしたい分かりやすい」授業改善を進める。

○「言語環境の整備」に努め、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

○けんかやふざけであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当することを指導する。ただし、その際、いじめという言葉を使わずに、

柔軟に対応することも視野に入れる。

○いじめは、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。よって、「観衆」や「傍観者」も直接的な言動をしていないとしても、いじめの加害行為であることを十分に認識し、児童生徒への周知、並びに保護者等への啓蒙を図ることも重要である。

○場合によっては、犯罪として刑罰を受けたり、被害者から訴訟（裁判）を起こされたりすることがある。特に、14歳になると大人と同等の責任能力があると認められ、その言動の社会的責任を問われ償うことが求められる場合がある。

○管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修（例えば関係法規や判例等にも触れるなど）を通して、人権意識に関わる、資質・能力を高める。

⑤具体的な取り組み

ア) 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進

イ) 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり

ウ) 一人ひとりが活躍できる集団づくり（学級経営の充実）

エ) 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会

オ) 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会

カ) 地域貢献活動や社会参画活動の推進

2 生活指導委員会（いじめ防止対策委員会）の設置（22条）

○いじめの防止等に関する措置も実効的に行う

(1) 構成

①校内職員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育CD、養護教諭、支援員、教育相談員、他に校長より出席を求められた者

②校外関係者 PTA会長、主任児童委員、他に校長より依頼された専門機関関係者

(2) 役割 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

(3) 具体的内容

①いじめ防止に関すること

・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるようにする

②いじめを早期に発見すること

・いじめの相談・通報の窓口

・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録と共有

③いじめ事案に対する対応に関すること

・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

- ④いじめに関する理解を深めること
・いじめを正しく理解し対応するための校内研修

(4) 主な活動

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
②いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者にたいする支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
③「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられる」ために必要があると認められる場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせるなどの措置を講じる。
④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る情報を関係保者と共有するための措置を講じる。
⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、中山町教育委員会及び山形警察署等と連携して対処する。

Ⅲ 早期発見・早期対応

1 早期発見の在り方

(1) 中山中としてのいじめ防止に係る指導の3つの基本的姿勢

ポイントは、次の3点に注力した学校づくりである。

○ルールとリレーションのある教室・部活動。特に、ルールの運用が子ども達自身によってなされ、振り返り、修正がなされる、マネジメント力高まる学級経営・部活動経営

○子ども自らが、学びに力を注ぐ授業づくり

○自己有用感・他者への貢献感を実感できる場の設定

(2) いじめを察知するための具体的な対応

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行う。
②「私たちのあゆみ」に付箋を貼ることで、子どもの悩みやいじめ事案発生が、より早期に担任に日常的且つ早期に届くシステム構築がなされていることについて周知し、子どもの日常的悩みに迅速に対応すること。また「Q-U」「生活アンケート」を定期に実施するとともに、定期的な教育相談・日常の観察により、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃から訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
③休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(3) 相談窓口などの組織体制

- ①相談室の利用、関係機関の電話相談窓口について周知する。
②教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

③生徒の相談には、「大したことではない」などと悩みを過小評価したりせずに、丁寧に対応する。

(4) 地域や家庭との連携について 等

①より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 教育的な課題等から特に配慮が必要な生徒への対応

以下の特性を持つ生徒に対しては、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を意図的・組織的に行うこと。

○発達障がいを含む障がいのある生徒がかかわるいじめ。特に、ADHD傾向のある生徒とアスペルガー症候群傾向を持つ生徒との関わりには十分配慮すること

○帰国子女（含む二重国籍を有する生徒）、外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒。

○性同一性障がいや性的指向・性自認（生物的な性と性別に関する自己認識の不一致）に係る生徒に対するいじめ

○東日本大震災による被災した生徒又は原発事故により避難している生徒

2 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て担当職員に報告する義務がある。報告しないことは、法規定違反となる。なお、報告の流れは「報告系統図」の通りとする。【巻末参照】

②遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。

③生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

④いじめる生徒に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく、山形警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署（627-0110）に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

①発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ②家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ②いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用については、中山町教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ②いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの生徒全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ①スマートフォン、携帯電話、通信機器を有するゲーム機器等SNSやウェブ上にアクセスする生徒の活用状況を定期的に把握し、その中でいじめ加害・被害の実態の早期発見・早期対応に努める。なお、いじめ加害事案が発生した場合、学校は、いじめ加害・被害保護者と連携し、フィルタリング等SNS等保護者が主導して子どもの問題解決にあたるなど保護者・生徒に粘り強く寄り添う。平行して情報モラルの構築のために、PTA・地域へ研修参画を呼びかけるなど、中期的防止策をとる。なお、刑法に触れるような行為を認知した場合、直ちに町教育委員会に報告し、警察等専門機関と連携対応する。
- ②ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ④パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

3 いじめの解消

いじめにあたっては、少なくとも以下の2点の要件を満たした場合とする。

(1) 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが、少なくとも3ヶ月以上継続していること。

(2) 「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」

当該生徒本人および保護者に面談等により確認していること。

IV 重大事態への対処

1 調査組織の設置と調査の実施 (28条①)

- (1) いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時【自殺等重大事態】、また、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする。本校の内規は10日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時【不登校重大事態】、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) このくらいは、重大事態ではないと安易に判断せず、重大事態の可能性もあると捉え、重大事態の疑いがあると認めたときも、校長は町教育委員会を通して町長に報告する。

【重大事案】

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

【組織構成】

※校内「生活指導委員会（いじめ防止対策委員会）」を中心として、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については中山町教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「緊急時対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く中山町教育委員会を通じて中山町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて中山町教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

V 指導評価、及び研修体制の構築

1 生徒指導体制・教育相談体制

(1) 生徒指導体制

- ①校内生活のあらゆる場面で生徒一人ひとりの理解に努め、人間的なふれあいに根ざした指導を進める。またその中で生徒を認め、励ます姿勢を大切にする。
- ②生徒指導に関する研修を深め、一致した見解のもとに教育活動のあらゆる場において、全教職員がすべての生徒を対象として指導にあたる。
- ③学校行事や生徒会関係の行事・活動などでは、可能な限り生徒に参画させ、生徒を全面に押し出した実践に努め、課題解決能力を高め自治能力を育成する。
- ④諸活動を通し、教師と生徒、生徒同士の人間関係・信頼関係を基盤として、他者を大切にする心や思いやりのある豊かな心を育てる。

- ⑤家庭の生活も含んだ生徒の諸問題の早期発見・改善に努め、問題には全職員共通理解のもと、組織的に取り組む。
- ⑥他の指導部や学年・部活動顧問など教師間の連携を図り、組織的に指導を進める。
- ⑦家庭や地域、長崎・豊田小学校と協力しあって適切な指導ができるように努める。
- ⑧3年間を見通し、発達段階をふまえた上で指導に当たる。

【主な活動計画】

- ・年2回の生徒指導研修会、月1回の生徒指導委員会の開催。
- ・三者面談・家庭訪問・教育講演会・研修会の計画的な実施。
- ・他の関係諸機関との連携
- ・小学校との情報交換の場を入学前・入学後に実施し、連携を密にする。

(2) 教育相談体制と活動計画

- ①「Q-U」「生活アンケート」の実施、それを受けた個別相談を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②担任、養護教諭、教育相談員等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③常に、生徒と活動を「共に」しながら、より良い人間関係をつくる。
- ④毎日の生活（家庭訪問、懇談会、生活ノート、教科担任や部活動顧問からの報告、生徒からの情報など）の中で、常に生徒理解に努め、あらゆるチャンスをとらえて教育相談活動を実施する。
- ⑤より良い相談活動にするために、教師間で実践例の情報交換を図る。生徒理解職員会議を開催し、実態把握と解決の方向、評価について情報を交換する。
- ⑥「教育相談箱」を設置し、生徒からのアプローチの手助けとする。
- ⑦定期的に『心のふりかえり』を行い、生徒理解や教育相談活動に役立てる。
- ⑧問題が発生した場合は、教育相談委員会で十分協議し、チームで解決にあたる。
- ⑨教育相談の研修会を行い、教師の相談活動の力量を高める。

【主な活動計画】

- ・日常の相談活動（観察、発見、相談、事後観察）を行う。
- ・定例の教育相談委員会および、生徒理解職員会議を開催する。
- ・二者面談を実施する。
- ・教育相談箱を設置（自発相談の促進）する。
- ・職員朝会、職員会議、学年部会での報告・協議を定例化する。
- ・教育相談研修会を、年1回開催する。

2 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ①学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ①学年懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに

家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するP D C Aサイクル 等

- ①いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取り組み状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ②職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

3 校内研修

(1) 特別支援教育といじめの理解、組織的な対応に関する研修計画

- ①いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ②特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

4 その他

(1) 地域貢献活動や社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、他者への貢献感の育成

- ①地域行事への積極的参加等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ①教職員と生徒が向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

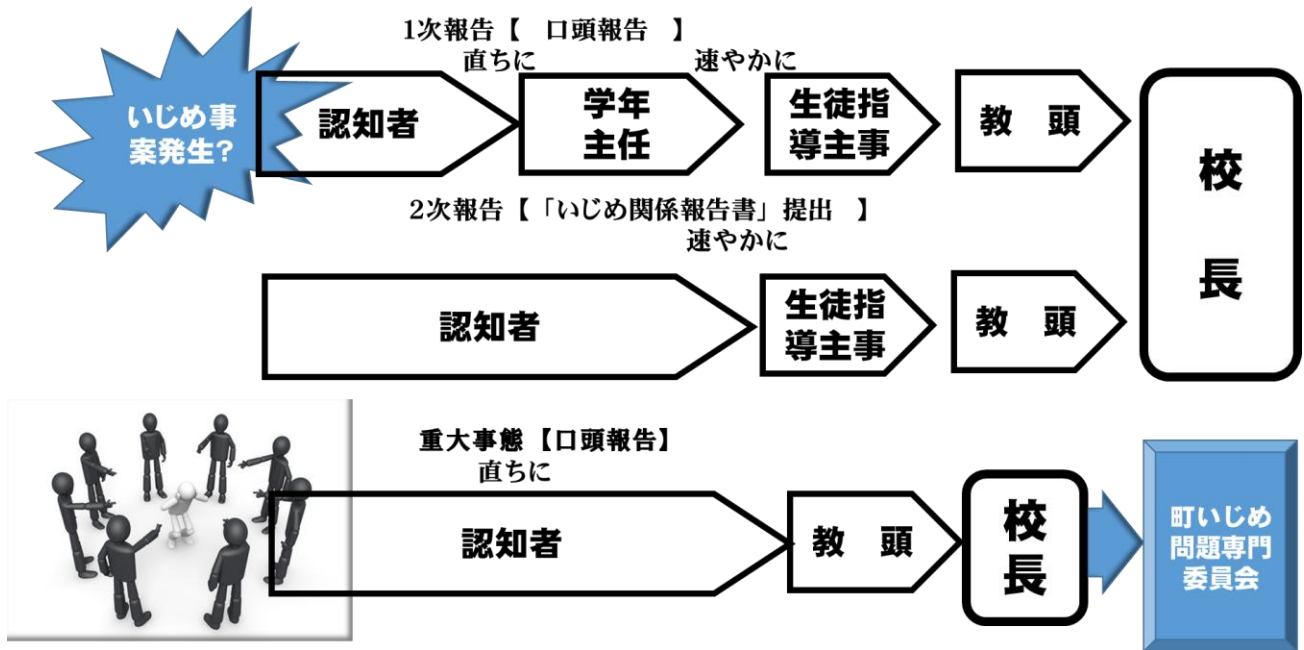
(3) P T A・町連合P T Aとの連携・啓蒙

- ①チェーンメールや自画撮りデータの要求等、新たな発生事案について適宜速やかに情報を提供・継承を促し、協働していじめ防止に取り組むなど、町全体として未然防止を組織化し、また、8月には「子どもと話そう 子どもの声を聞こう」運動を展開するなど、学校から積極的に防止啓発し、P T A・地域と一体となった未然防止運動を展開する。

(4) いじめが発生した場合、個々に解決までの見通しを立て、組織対応にあたること。

(5) 年度をまたぐ事案を発生させぬことを目標に、迅速・適切に組織対応すること。

報告系統図



いじめ関係報告書 〈印刷室書類ケース〉

平成30年度 いじめ関係報告書 中山町立中山中学校

聞き取り年月日 年 月 日 () : ~ :
作成年月日 年 月 日 () 作成者: []

	認定	非認定	校長
教頭			認定 ・ 非認定
生徒指導主事			

A. 被害生徒 B. 加害生徒

1. 事由

(1) 該当生徒の加害行為

- ①冷やかしかからかい
- ②悪口を言う
- ③脅し文句を言う
- ④仲間はずしや無視する
- ⑤わざと軽くぶつかる
- ⑥軽くたたく、蹴る
- ⑦ひどくぶつかったり、たたいたり、蹴ったりする
- ⑧金品を要求する、たかる
- ⑨金品よこすように強制する
- ⑩金品を盗む、隠す
- ⑪金品をこわす、捨てる
- ⑫嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする
- ⑬パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする
- ⑭その他 ()

(2) 被害生徒の心身の苦痛

2. 解説〈ロールプレイを踏まえ、より具体的に〉

(1) 加害行為場所〔位置関係〕	(2) 加害行為詳細〔状況説明〕

(2) 主な経過

3. 継続の指導

(1) 直事後指導

(2) 次回以降の事後指導 パッケージ指導

① / ())

② / ())

③ / ())

④ / ())